

答 申

審査会の結論

北九州市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書を不開示とした処分は妥当である。

理 由

第1 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成26年7月1日、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「北九州市保健所西部生活衛生課が、昨年（平成25年）8月か9月頃、〇〇〇〇〇〇に立入検査をした結果報告をするので、説明を聞きに訪問した時、以下のように言われた。以下に係る一切の文書資料。

- (1) 職員から、通常、文書で回答しない、口頭による回答をしていますと言われたが、その根拠規定やそのように定めたもの、内規や職員の勉強会や上司が指導等で作成したりしたものなど。メモを含む。
- (2) 職員から、届出者に対して相手方企業等に謝らせるようなことはしないとされたが、その根拠規定やそのように定めたもの、内規や職員の勉強会や上司が指導等で作成したりしたものなど。メモを含む。

- 2 実施機関は、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、平成26年7月1日付け北九保セ保西第120号で、行政文書の不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知し、異議申立人は、行政文書不開示決定通知書を平成26年7月15日に受領した。

- 3 異議申立人は、平成26年9月1日、本件処分を不服として、行政不服

審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び審査会における口頭意見陳述で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 異議申立人は、「口頭で説明を受けても耳が遠く聞き取りにくいし記憶に残らないので、文書で回答を下さい。」とお願いした。職員は、「通常は口頭で説明します。文書で回答しないことになっています。」と応えた。異議申立人は、「(加害製造業者の回答に) ごめんなさいというような言葉がありますか。」と尋ねると、職員は、「保健所は、相手方に謝罪させるようなことはしない。」というように応えた。

これらは、届出者である異議申立人に対応した処分庁の最前線で働く職員が平然と応じた言葉である。日常的に訓練されていなければ瞬時にこのような返答をなし得ない。この事実は、処分庁内に統一された認識があつて、そうさせるための文書が存在することを示唆するものである。職員の発言に照らすと、発言の根拠となる教材や手引書等々の文書の存在は明白であり、開示を求める。文書が存在して開示しないのならば、市民が開示を受ける権利・知る権利を拒否するもので違法である。

- (2) 請求した文書がないのに、上司が部下に、「文書で回答しないことになっています。」とか、「相手方に謝罪させるようなことはしない。」とか、言わせたのならば、届出者の要望を嘘で退けて極力仕事量を減らそうとする、職務権限を越えるもので職権乱用に当たり違法である。

本当に該当文書がないとするならば、一職員が根拠のないことを、あたかも処分庁で決められているかのように発言したことについて、誰がどのような意図でこのような発言をさせたのか、あるいは、一職員がどのような意図で自分勝手な発言をしたのか、また、何故根拠のない発言

をして届出者に不利益をもたらすのかについて、処分庁は調査を行い、隠された情報を全て開示し、説明責任を果たすべきである。

第3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び意見聴取等において主張している内容は、概略次のとおりである。

1 不存在について

異議申立てに係る対象文書については、作成も取得もしておらず保有していないため、不存在とした。

2 異議申立人の主張に対する見解

(1) 食品に異物が混入していたことに対して、当該異物の特定と製造所での異常の有無について結果を知らせてほしいということであったため、届出を受けた保健所は、製造所を管轄する自治体に混入していた異物の特定と当該製造所における当該食品の製造方法や衛生管理状況等の施設調査の依頼を行い、調査報告を求めた。報告が届いたため、異議申立人に口頭でその調査結果を報告したところ、文書での回答と製造所からの謝罪を求められたものである。

(2) 保健所では、食品衛生法に基づき業務を遂行しているが、食品への異物の混入などの苦情に関する届出に対して、届出者へ調査報告する規定はない。また、条例や内規でもそのような規定はなく、勉強会等の資料も保有していない。

同様に製造所からの届出者への謝罪についても、食品衛生法等法令上にそのような規定がなく、行政の保健所が製造業者に対して求めるということはないため、当職としては製造所を管轄する自治体及び製造所に対して求めていないものである。

以上のことから、本件処分は条例の規定に合致しており、本件異議申立てには理由がないと考える。

第4 審査会の判断

1 本件行政文書の概要等

(1) 本件行政文書は、〇〇〇〇〇〇に立入検査をした結果報告の説明を聞くために、異議申立人が北九州市保健所西部生活衛生課の窓口を訪問した際における、職員との以下のやり取りに係る文書資料である。

ア 職員から、「通常、文書で回答しない、口頭による回答をしています」と言われたが、その根拠規定やそのように定めたもの、内規や職員の勉強会や上司が指導等で作成したりしたものなど。メモを含む。

イ 職員から、「届出者に対して相手方企業等に謝らせるようなことはしない」と言われたが、その根拠規定やそのように定めたもの、内規や職員の勉強会や上司が指導等で作成したりしたものなど。メモを含む。

(2) 実施機関は、本件行政文書については、作成も取得もしておらず保有していないため、不存在であるとしている。

2 本件事案の争点

本件異議申立てにおける争点は、本件行政文書が、不存在のため不開示とした処分は妥当であるか否かに要約される。

3 文書不存在についての判断

異議申立人の開示請求に対し、実施機関は、開示請求に係る行政文書については、作成も取得もしておらず保有していないとしている。

実施機関は、異議申立人に食品への異物の混入についての調査結果を口頭で報告したところ、文書での回答と製造所から届出者への謝罪を求められたとしている。一方、異議申立人の主張によると、実施機関から説明を受ける際に、「言った。言わなかった。」とか、「聞いた。聞かなかった。」等のトラブルや錯誤を避けるために、文書での回答を求めたとしている。

異議申立人は、通常、文書ではなく口頭による回答をすることについて、また、保健所が届出者への謝罪を食品製造者に求めることはないことについて、実施機関が、その根拠規定や、そのように定めたものは不存在であると主張している点に関し、何のためらいもなく平然と発言するのは、日頃からそのような発言をするように指導や教育なしではできるものではなく、これ

に照らすと、その根拠となる教材や手引書等の文書の存在は明白であると主張している。

しかし、仮に、異議申立人が主張するような職員の言動があったとしても、これをもって直ちに教材、手引書等の存在が「明白である」とする立論には論理の飛躍があると言わざるを得ず、他方、本件行政文書は保有しておらず不存であるとする実施機関の主張については、当審査会による意見聴取等における実施機関の説明に特に不合理な点はなく、他に当該文書の存在をうかがわせるような特段の事情も認められない。

したがって、該当文書が存在するとは認められないと言わざるを得ず、不存を理由に不開示とするのは妥当である。

なお、異議申立人は、本当に該当文書がないとするならば、文書ではなく口頭で回答することや保健所が製造者に謝罪を求めないことについて、一職員が根拠のないことを、あたかも処分庁で決められているかのように発言したことについて、誰がどのような意図でこのような発言をさせたのか、あるいは、一職員がどのような意図で自分勝手な発言をしたのか、また、何故根拠のない発言をして届出者に不利益をもたらすのかについて、処分庁は調査を行い、隠された情報を全て開示し、説明責任を果たすべきであるとも主張している。

しかし、当審査会は、これらのことについて、その事実関係の有無や当不当を判断する立場にはなく、当審査会がこれらの点について見解を述べることは、諮問庁の諮問に応じて、行政文書の開示又は不開示の妥当性を判断し、あるいは情報公開制度の運営に関する重要な事項について審議等を行うという審査会の役割・権限を超えることになるため、当審査会としては言及しない。

4 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が本件処分において不開示とした情報について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

北九州市情報公開審査会

会	長	中野敬一
会長職務代理者		高木康衣
委	員	五十嵐享平

委員 田村 奈々子
委員 中谷 淳子